

通学路の交通安全対策等について（米原市）

1. 交差点ラウンドアバウト化事業

市道箕浦碓線 交差点ラウンドアバウト化事業

担当：土木部建設課
■事業費 32,500千円

住宅街の交差点を環状交差点に改良し、車両の速度低減を図り、重大事故の発生を抑制します。



経過

- H25～H26 ソーン30に指定
- H27.2 交通事故発生
- H29.2 自治会から信号機設置の請願
- H29.3 市議会から意見書提出
- H29.5 公安委員会および自治会協議
- H30.1 国土交通省予算要望
- H30.6 測量設計業務
- H31.2 工事着手
- R1.5 竣工

急がば回れ 環状交差点

信号が無くても、ゆっくり右回り

右回り通行

環道優先

歩行者に注意

出るときに合図

2. 8. 3（ハチ・サン）運動

子どもは地域の宝！ 8・3（ハチ・サン）運動に御協力を！

～ 子どもたちの安全・安心な登下校のために ～

子どもたちがより多くの人との関わりを通して
豊かな心を育み健やかに成長していく。
そんな米原市に。



交差点で！



散歩の途中で！



花壇の水やりの時に！

★8・3（ハチ・サン）運動とは★

8・3（ハチ・サン）運動は、小学校の登下校時刻である午前8時と午後3時頃に、なるべく外の用事（畑仕事やウォーキング等）を行いながら子どもたちを見守ろうというものです。

散歩や買い物、畑の水やりなど、普段の生活をする中で、まわりの子どもたちの存在を意識し、見守り活動を行いましょう。

ルール違反には罰則 違反点・反則金の適用も!



環状交差点通行車妨害等

環状交差点内を通行する車両等の進行を妨害したり、環状交差点に入ろうとするときに徐行しないと…

罰則 3カ月以下の懲役または5万円以下の罰金

違反点 2点

反則金 大型 9,000円 / 普通 7,000円
二輪 6,000円 / 原付 5,000円

環状交差点左折等方法違反

環状交差点で左折・右折または直進・転回をするときに、事前にできる限り道路の左側端に寄り環状交差点の側端に沿って徐行しないと…

罰則 2万円以下の罰金または料料

違反点 1点

反則金 大型 6,000円 / 普通 4,000円
二輪 4,000円 / 原付 3,000円

「環状交差点における左折等の方法」の道路標示(新設)



左折等するときに通ずべき部分を指定するもので、この標示がある場合は、矢印の方向に被線に沿った部分を通行して徐行しなければなりません。

合図不履行

環状交差点を出るとき等に合図を出さないなどと…

罰則 5万円以下の罰金(過失も同じ)

違反点 1点

反則金 大型 7,000円 / 普通 6,000円
二輪 6,000円 / 原付 5,000円

※交差点内で徐行・停止・後退するときもちろん、灯火などによる合図が必要です。

環状交差点安全進行義務違反

環状交差点やその直近で、他の車両等や横断歩行者に注意せず、また安全な速度と方法で進行しないと…

罰則 3カ月以下の懲役または5万円以下の罰金

違反点 2点

反則金 大型 12,000円 / 普通 9,000円
二輪 7,000円 / 原付 6,000円

合図の方法(例) (令:第21条第2項)

環状交差点を出るときはすべて、左向きの方指示器を作動

環状交差点に入った直後の出口を出るときは、交差点に入った時に作動

左記以外の出口を出るときは、出ようとする出口の直前の出口の側方を通過したときに作動



徐行・停止

制動灯の点灯



後退

後退灯の点灯



「環状交差点」の 通行ルール

平成26年
9月1日施行
道路交通法
改正の
ポイント

環状交差点とは、

車両の通行部分が環状(ドーナツ型)で、道路標識等により右回りに通行することが指定されている交差点をいい、事故防止効果や交通の円滑化に寄与すると期待されています。



※以下、(法:…)とは道路交通法を、(令:…)とは道路交通法施行令をさします。

環状交差点は右回り通行!
(法:第4条第3項)
「環状交差点における右回り通行」の道路標識 **新設**

環状交差点内を通行する車両等の進行を妨害しない

(法:第37条の2第1項)

環状交差点内の通行車両が優先

環状交差点に入ろうとするときは徐行!

(法:第37条の2第2項)

環状交差点に入ろうとするときや環状交差点内を通行中は他の車両等や、直近を横断する歩行者に特に注意し、かつできる限り安全な速度と方法で進行!

(法:第37条の2第3項)

環状交差点を出るとき等は、必ず合図!

(法:第53条第2項)

環状交差点で左折・右折、直進・転回するときは、事前に道路の左側端に寄り、環状交差点の側端に沿って徐行!

(法:第35条の2第1項・第2項)

環状交差点における左折・直進、右折・転回(例)

